○明石市個人番号の利用に関する条例

平成27年12月28日条例第34号

改正

平成29年３月27日条例第３号

平成29年６月30日条例第20号

明石市個人番号の利用に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第９条第２項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　個人情報　法第２条第３項に規定する個人情報をいう。

（２）　個人番号　法第２条第５項に規定する個人番号をいう。

（３）　特定個人情報　法第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。

（４）　個人番号利用事務実施者　法第２条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

（５）　情報提供ネットワークシステム　法第２条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（市の責務）

第３条　市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

第４条　法第９条第２項の条例で定める事務は、別表の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

２　別表の左欄に掲げる機関は、規則で定めるところにより、同表の右欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、法別表第２の第４欄に掲げる特定個人情報その他当該事務を処理するために必要な特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

３　市長又は教育委員会は、規則又は教育委員会規則で定めるところにより、法別表第１の下欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、法別表第２の第４欄に掲げる特定個人情報その他当該事務を処理するために必要な特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

４　前２項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例又は規則の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（規則への委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成28年１月１日から施行する。

附　則（平成29年３月27日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年６月30日条例第20号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成29年７月１日から施行する。

別表（第４条関係）

機関	事務
１　市長	生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法（昭和25年法律第144号）の取扱

	いに準じた保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2　市長	明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和54年条例第16号）による母子家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3　市長	明石市こども医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第23号）によるこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4　市長	明石市重度障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第４号）による重度障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5　市長	明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第３号）による高齢期移行者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6　市長	高齢重度障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの